

2025 年度版

堺市事業所向け省エネ設備等導入支援事業補助金

《よくある質問と回答》

申請期間について

Q：いつから申請可能ですか？

A：申請期間は 2025 年 4 月 1 日から 2025 年 12 月 19 日 17 時までです。ただし、先着順に受付を行い、補助金交付申請額の総額が予算額に達し次第受付を終了します。

予算額について

Q：予算額はいくらでしょうか？

A：省エネ設備（太陽光発電設備以外の設備）：720 万円（10～15 件程度）

再エネ設備（太陽光発電設備）：180 万円（2～3 件程度）

の申請を想定しています。ただし、先着順に受付を行い補助金交付申請額の総額が予算額に達し次第受付を終了します。

補助対象者について

Q：同一年度において、申請者は 1 つの事業所しか申請できないのですか？

A：同一年度において、申請者は 3 つの事業所まで申請することができます。

補助対象事業所について

Q：中小企業しか申請できないのですか？

A：中小企業以外の事業者も対象となります。ただし、**事業所全体**における申請前年度のエネルギー使用量が、自動車のエネルギー使用量を除いて、原油換算で 1,500kL 未満であることとしています。

Q：年間のエネルギー消費量が 1,500kL 未満の事業所とはどのくらいの規模ですか？

A：エネルギー使用量は、同じ業種であっても事業形態等の要因によって異なりますが、目安としては次のとおりです。 ※ 堺市役所の本庁舎がおよそ 2,100kL/年です。

■年間電気使用量 約 600 万 kWh

■小売店舗 床面積 30,000 m²

■ホテル 客室数 300～400

■病院 病室数 500～600

（出典：資源エネルギー庁調べ）

Q：対象とならない事業所はありますか？

A：あります。交付要綱5より、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項および第6項から第11項までに規定するものについては対象外としています。

Q：本社が他市にあり、堺市内に営業所があります。この営業所に補助対象設備を導入する場合は対象となりますか？

A：堺市内にある事業所に導入する場合は対象となります。

Q：省エネ法の適用を受ける事業者（特定事業者）であっても補助対象となりますか？

A：前年度分の事業所全体における1年間のエネルギー使用量が、自動車のエネルギー使用量を除いて、原油換算で1,500kL未滿であれば対象事業所となります。

Q：テナントに補助対象設備を導入する場合は対象になりますか？

A：対象となります。なお、補助対象設備を導入するテナントが入居している建築物の所有者（ビルオーナー等）の同意書を提出する必要があります。

補助対象設備について

Q：補助対象設備は、交付要綱6別表1に記載されている設備ですが、これらに記載されていない設備で補助対象となる設備はありますか？

A：ありません。補助対象設備は以下の設備のみです。

①産業用モータ（コンプレッサなど）、②変圧器、③高性能ボイラ、④業務用給湯器、⑤高効率コージェネレーション、⑥冷凍冷蔵設備、⑦冷凍機、⑧産業ヒートポンプ、⑨低炭素工業炉、⑩太陽光発電設備

Q：高効率照明（LED照明）、高効率空調、EMSは補助対象となりますか？

A：補助対象外です。

補助対象事業について

Q：補助金申請するにあたり、特段求められることはありますか？

A：省エネルギーの専門家による省エネルギー診断を受けている必要があります。申請時に、添付書類として省エネルギー診断報告書をご提出ください。

※太陽光発電設備は、省エネルギー診断報告書に代えて、施工事業者等が作成した発電シミュレーション報告書（年間の想定発電量及び想定電力消費量がわかるもの。）をご提出ください。

Q：「対象事業所における補助対象設備の導入前後で、事業所全体のエネルギー使用量又は温室効果ガス排出量を、1%以上又は1t-CO₂/年以上削減する」とありますが、全て満たす必要がありますか？

A：1%以上削減又は 1t-CO₂/年以上削減のどちらかを満たせば問題ありません。

Q：温室効果ガスを 1t-CO₂/年以上削減するためには、どのくらいエネルギー使用量を削減すればよいですか？

A：目安としては下表のとおりです。

エネルギー種別	年間削減量の目安
コークス	320 kg
灯油	400 L
ガソリン	440 L
軽油	390 L
A 重油	370 L
B・C 重油	330 L
液化石油ガス（LPG）	340 kg
液化天然ガス（LNG）	360 kg
都市ガス 13A	437 Nm ³
電力	1,667 kWh

Q：設置する補助対象設備の補助対象経費がいくら以上である必要がありますか？

A：補助対象設備 1 種類につき、補助対象経費が 30 万円以上である必要があります。

補助対象経費について

Q：【省エネ設備】補助対象経費とはどの範囲まで認められるのですか？

A：機器費、計測装置、その他必要不可欠な付属機器としています。

工事費等、補助対象外となる経費は以下のようなものがあります。

- （１）事務費（諸経費・通信費・水道光熱費・旅費・振込手数料等）
- （２）過剰とみなされるもの、増設されるもの、将来用・兼用・予備用のもの及び本事業以外において使用することを目的とするものに要する経費
- （３）既存設備等の搬出・撤去・廃棄に係る経費
- （４）中古の設備の設置に要する経費
- （５）土地の取得及び土地賃借料
- （６）送・配・変電設備については、敷地内受電盤より上流の一次側設備に係る費用
- （７）配管については、敷地内計量メーターより上流の配管に係る費用
- （８）建屋に係る工事費（耐震補強工事や屋外の防水工事等）
- （９）基礎工事費
- （１０）工事費（設置費、労務費、材料費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、総合試験調整費、立会検査費、機器搬入費等）

Q：【再エネ設備】補助対象経費とはどの範囲まで認められるのですか？

A：太陽光発電設備を導入し稼働するに当たり必要となる設備費及び設置工事費です。

補助対象外となる経費は以下のようなものがあります。

- (1) 事務費（諸経費・通信費・水道光熱費・旅費・振込手数料等）
- (2) 過剰とみなされるもの、増設されるもの、将来用・兼用・予備用のもの及び本事業以外において使用することを目的とするものに要する経費
- (3) 既存設備等の搬出・撤去・廃棄に係る経費
- (4) 中古の設備の設置に要する経費
- (5) 土地の取得及び土地賃借料
- (6) 送・配・変電設備については、敷地内受電盤より上流の一次側設備に係る費用
- (7) 配管については、敷地内計量メーターより上流の配管に係る費用
- (8) 建屋に係る工事費（耐震補強工事や屋外の防水工事等）
- (9) 基礎工事費

Q：見積書の写しは2社以上必要ですか？

A：申請者は、一般の競争において、2社以上の見積書を取得し、それらの写しを堺市に提出することとしています。ただし、見積書の取得先の事業者の所在地は堺市内外を問いません。

Q：見積書に、設備費に加えて工事費や諸経費等が一式で記載されている場合、補助対象経費はどのようになりますか？

A：見積書を取得する際は、補助対象設備 1 種類ごとに補助対象経費と補助対象外経費に分ける必要があります。また、値引きを行う場合は設備費や工事費等に振り分け、各項目の金額が正確にわかるように取得してください。

設備費や工事費等の項目名が記載されておらず、どの項目から値引いているか不明確な値引きの記載があるときは、その値引額を補助対象経費から差し引きます。

申請要件について

Q：年度をまたぐ工事は可能ですか？

A：不可能です。令和8年(2026年)3月20日までに実績報告（工事代金の支払い完了）が可能な事業であることが必要です。

Q：着手後の申請は可能ですか？

A：不可能です。補助金交付決定前に工事着手することは認められません。

Q：何ををもって工事着手とみなすのですか？

A：発注、契約行為、設計等工事に係る全ての行為です。着手日は契約書等の日付で確認します。

Q：事業の工事着手は補助金交付決定後となっていますが、スケジュール的に交付決定前に工事着手しなければ不利益を被ります。先に補助対象設備設置以外の準備工事等に着手しても構いませんか？

A：工事着手とは補助金交付対象となる設備に係る工事のことであり、当該対象とならない工事については、「工事着手」には該当しません。

補助上限額・補助率について

Q：補助上限額はいくらでしょうか？また、補助率はいくらでしょうか？

A：以下のとおりです。

【省エネ設備】

事業所全体の削減要件（いずれかを満たす事業）		補助上限額 (補助率 1/3 以内)
エネルギー削減率	温室効果ガス削減量	
5%以上※	5t-CO ₂ 以上	90 万円
1%以上	1t-CO ₂ 以上	45 万円

※エネルギー削減率 5%以上の要件で申請する場合は、温室効果ガス削減量 1t-CO₂ 以上も満たしていること。

【再エネ設備】

導入容量	補助上限額 (補助率 1/3 以内)
50kW 以上	90 万円
10kW 以上 50kW 未満	45 万円
10kW 未満	10 万円

Q：国等が交付する他の補助金との併用は可能ですか？

A：事業内容により異なります。併用をご検討されている場合は、事前に担当までご相談ください。

Q：補助金額はどのように計算されますか？

A：以下に例示します。

例①：市外事業者から産業用モータ（コンプレッサ）を導入する。

事業所全体のエネルギー削減率 0.5%、温室効果ガス削減量 2t-CO₂ で、
見積り金額が①設備費 180万円、②工事費 10万円、③諸経費 5万円
合計 195万円である場合

補助対象経費：180万円 補助上限額：45万円

$180\text{万円} \times \text{補助率 } 1/3 = 60\text{万円} \leq 45\text{万円}$

∴補助金額は 45万円

例②：市内事業者から変圧器を購入する。

事業所全体のエネルギー削減率 0.5%、温室効果ガス削減量 5t-CO₂ で、
見積り金額が①設備費 300 万円、②工事費 10 万円、
③諸経費 5 万円の合計 315 万円であり、国の補助金を 100 万円受けた場合
補助対象経費：300 万円－100 万円 補助上限額：90 万円
200 万円×補助率 1 / 3 = 66.666・・・万円
→ 66.6 万円（千円未満切り捨て）
→ 73.2 万円（市内事業者のため 1 割増・千円未満切り捨て） ≤ 90 万円
∴補助金額は 73.2 万円

例③：市外事業者から導入容量 20kW の太陽光発電設備を導入する。

事業所全体のエネルギー削減率 0.5%、温室効果ガス削減量 14t-CO₂ で、
太陽光発電設備についての見積り金額が①設備費 360 万円、②工事費 15 万円、③諸経費
10 万円の合計 385 万円である場合
補助対象経費：375 万円 補助上限額：45 万円
375 万円×補助率 1 / 3 = 125 万円
→ 125 万円 ≥ 45 万円
∴補助金額は 45 万円

※なお、削減要件にかかる省エネルギー計算は、省エネルギー専門家による省エネルギー診断報告書（太陽光発電設備は発電シミュレーション報告書）の内容ではなく、本市の試算方法によります。

Q：市内事業者から補助対象設備を購入等すると、補助金額が増額されますが、「市内事業者」をどのように判断しますか？

A：交付申請書に添付される見積書により判断し、また、実績報告書に添付される領収書により最終判断します。なお、増額後の補助金額が補助上限額を超えることはありません。

リースについて

Q：リース事業者は補助対象者になりますか？

A：補助対象設備の使用者が市内事業者であれば、リース事業者も補助対象者になります。

Q：補助対象設備をリース方式で導入する場合、補助対象となりますか？

A：補助対象となります。

Q：見積書の写しは 2 社以上必要ですか？

A：申請者は、一般の競争において、2 社以上の見積書を取得し、それらの写しを堺市に提出することとしています。ただし、見積書の取得先の事業者の所在地は市内外を問いません。

Q：補助金額はどのように計算されますか？

A：事業所全体のエネルギー削減率 0.5%、温室効果ガス削減量 5t-CO₂

市外事業者からリース契約でボイラを導入する際、見積り金額が、①設備費 270 万円、②工事費 90 万円、③諸経費 10 万円の合計 370 万円である場合

補助対象経費：270 万円 補助上限額：90 万円

∴補助金は、270 万円×補助率 1／3＝90 万円 ⇒ 90 万円をリース料金から減額。

Q：リースの場合、申請者はリース事業者のみとなりますか？

A：リースの場合、リース事業者は事業所を運営する事業者（設備使用者）と共同で申請する必要があります。

Q：リース期間に規定はありますか？

A：リース期間は、原則として、導入する補助対象設備の法定耐用年数期間とします。

Q：リース料金から補助金相当分を減額する必要はありますか？

A：減額する必要があり、減額していることを書面で示す必要があります。

PPA について

Q：PPA 事業者は補助対象者になりますか？

A：補助対象設備の使用者が市内事業者であれば、PPA 事業者も補助対象者になります。

Q：補助対象設備を PPA 方式で導入する場合、補助対象となりますか？

A：補助対象となります。

Q：見積書の写しは 2 社以上必要ですか？

A：申請者は、一般の競争において、2 社以上の見積書を取得し、それらの写しを堺市に提出することとしています。ただし、見積書の取得先の事業者の所在地は市内外を問いません。

Q：補助金額はどのように計算されますか？

A：事業所全体のエネルギー削減率 0.5%、温室効果ガス削減量 36t-CO₂

市外事業者から PPA 契約で 50kW の太陽光発電設備を導入する際、見積り金額が、①設備費 270 万円、②工事費 90 万円、③諸経費 10 万円の合計 370 万円である場合

補助対象経費：360 万円 補助上限額：90 万円

∴補助金は、360 万円×補助率 1／3＝120 万円 ⇒ 90 万円を電気料金から減額。

Q：PPA の場合、申請者は PPA 事業者のみとなりますか？

A：PPA の場合、PPA 事業者は事業所を運営する事業者（設備使用者）と共同で申請する必要があります。

ます。

Q：PPAの事業期間に規定はありますか？

A：事業期間は、原則として、導入する補助対象設備の法定耐用年数期間とします。

Q：サービス料金から補助金相当分を還元する必要はありますか？

A：還元する必要があり、還元していることを書面で示す必要があります。

申請書類について

Q：申請書はどこにありますか？

A：堺市役所高層館5階の環境エネルギー課にて配布しています。また、お電話にてお問い合わせいただければ、メールなどにてお送りいたします。

Q：様式第1号の申請者「所在地」「名称」「代表者職・氏名」はどのように記入すればよいのですか？

A：法人の場合は、「法人所在地」「法人名」「代表者職氏名」を記入してください。

個人事業主の場合は、「事業所所在地」「事業所名（屋号）」「氏名」を記入してください。

Q：様式第2号「補助対象事業の内容」には、自己資金のみ記載するのですか？

A：国等の補助を受けている場合については、国等の補助金額も記載してください。

Q：代理申請は可能ですか？

A：工事請負業者等による代理申請はできません。

Q：「直近の年度に係る市民税等の滞納がないことの証明書類」は、具体的にどのような書類を指しますか？

A：以下の書類が該当します。

- ・直近の年度（法人の場合は、納付期限が到来している直近の事業年度）に係る市民税の納税証明書（非課税証明書）の写し※

- ・市税の納税状況調査に係る同意書

※本市の市民税の課税がない法人は、法人税の納税証明書（その3の3）の写しが必要です。

Q：市民税の納税証明書（非課税証明書）はどのように取得すればよいのですか？

A：請求者によって手段が異なります。詳細は下記をご覧ください。

◎市税の証明書をとるには（堺市）

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/zei/shizeishomei/shomei.html>

※「市税の納税状況調査に係る同意書」を提出される場合は不要です。

Q：即時償却や税額控除といった国の税制優遇措置との併用は可能ですか？

A：可能です。

エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減率等の算出について

Q：エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減率等の算出に係る既存の機器の資料について詳しく教えてください。

A：エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減率等の算出の根拠となる資料（仕様書、カタログ等）は、補助対象設備だけでなく、既存設備についても必要です。既存の設備の資料が存在しない場合は、現在市販されている設備で、既存の設備と同等の設備の資料を提出してください。

その他

事業計画の変更について

Q：交付決定後、工事の一部中止等による減額は認められますか？

A：認めます。ただし、それにより著しく温室効果ガス削減量等が減少する場合については、交付決定を取り消す場合があります。

Q：交付決定後、工事の追加による補助金の増額は認められますか？

A：予算の範囲内であっても増額は一切認められません。

スケジュールについて

Q：申請から交付決定までどのくらいの期間がかかりますか？

A：申請を受理してから、2か月程度見込んでください。

実績報告書類について

Q：実績報告書に添付する領収書は工事請負業者に全額支払ったものでないといけませんか。分割払いで一部支払った領収書でもかまいませんか？

A：本補助金に係る工事について全額支払った領収書を添付してください。

Q：手形による支払いは可能ですか？

A：不可です。支払い方法は、原則として現金・振込のみ認めます。なお、小切手による支払いは、領収証がある場合のみ可です。

その他

Q：補助金が交付された補助対象設備を法定耐用年数の期間内に廃棄等した場合、交付された補助金を

返還しなければなりませんか？

A：補助金が交付された補助対象設備については、法定耐用年数の期間内は必ず使用しなければなりません。従って、交付された補助金を返還しなければなりません。返還金額については、所定の算出方法により算出されます。